三郷市立後谷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「一人一人のよさを伸ばし、夢をはぐくむ学校①いじめのない安心・安全な学校②「考える」「わかる」「できる」授業で学力・体力を伸ばす学校～目指せ三郷市No.1～③保護者や地域から信頼され、地域とともにある学校教育とし、三郷の教育　四つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」を推進し、特色ある教育活動を展開している。

併せて全職員の共通理解のもと、「授業の心得」を基盤とした授業規律の徹底を図り、一人一人の教員が「考える」「わかる」「できる」授業を展開することで、児童の学力向上を図っている。

読書活動推進においては、学校図書館司書と連携し学校図書館の積極的利用に努め、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、心豊かな児童の育成に努めている。

また、保護者との連携を図るために、「親の学習」を「後谷学習」として推進し、良好な人間関係づくりやいじめの防止等の保護者の役割について学ぶ機会を作っている。

本校においては、いじめの未然防止や早期発見、早期対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策内容を以下に記載する。

１　いじめの未然防止

すべての児童を対象に、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめ全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること等について、学ぶ機会を設定する。

学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、学校はいじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

(1)一人一人のよさを伸ばす学級づくり

・児童理解と児童の自己肯定感の効用
・望ましい学級集団づくり
・心の教育の推進と教育相談の充実

(2)特色ある学校づくり

・地域人材による伝統文化の継承「後谷学習」の取り組みを行う。
・ホームページでの情報発信する。
・緑のカーテン(グリーンカーテン作り)等を通して学校緑化活動を推進し、豊かな心を育む。
・後谷ファームの充実を図り、野菜栽培等の農業体験・稲作体験等を実施する。

・「学校をきれいにし隊」、早稲田中学校区地域青少年育成会クリーン作戦等ボランティア体験を実施する。

(3)　児童会主体の取組

・縦割り活動にて清掃、給食、遊び、遠足、秋祭り等を実施し、異年齢集団活動を通して好ましい人間関係づくりを行っている。

・毎年、児童会・６年生を中心にいじめ防止標語を設定し、ポスターを作成している。

(4) いじめ防止意識の啓発

１１月の児童集会で、児童会や高学年を中心に「いじめ撲滅宣言」を行う。

(5)東日本大震災被災児童等への配慮

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を適切に行う。

２　早期発見のための対策

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害にあっている場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

例えば、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

・教職員は、児童に積極的に言葉掛けをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

・水曜日の「なかよしタイム」を活用し、学級レクや異学年による縦割りでのレクを通して、児童の様子に目を配り、問題行動等の早期発見に努める。

(2) 教育相談の実施体制

・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次のとおり相談体制を整える。

① いじめ相談窓口（生徒指導主任及び主幹教諭、教頭）

② 第１教育相談室、第２教育相談室、第３教育相談室等関係機関との連携

③ 学習参観や保護者懇談会を通じた保護者との連携

④ 教育相談日の設定（毎月末の金曜日：スクールカウンセラーの来校日）

・学期に一度、アンケート調査を実施する。記載のあった児童とは面談をし、解決に努め、家庭に知らせることで連携を図る。

(3) 校内研修の実施

・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

・生徒指導研修会を毎月実施し、児童の様子を全教職員で共通理解する。また事例研修を

実施し、指導に役立てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・サイトやメール、SNS等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員・児童・保護者を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。

・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

・「後谷学習」にて児童・保護者・地域の方々と「情報セキュリティ講座」等の学ぶ機会を設ける。

３　いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ただし、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。しかし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(1) 適切な実態把握

・当事者双方、周りの児童から個々に状況等を聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2)組織的な対応

・いじめの事実が確認された場合は、速やかに学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。また、いじめが解消するまで見届ける。

・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行い、必要に応じてカウンセリングを行う。

・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。

・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5)　関係機関への報告・相談

・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

４　校内組織

(1)「生徒指導（いじめ防止対策）委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導（いじめ防止対策）委員会」を設置する。

〈構成員〉全教職員

〈活　動〉

① 未然防止に関すること。

② 早期発見に関すること。（教育相談等）

③ 対応に関すること。

④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

〈開　催〉

・月１回生徒指導教育相談会議を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2)　重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。構成員:校長・教頭・教務主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭

③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。